

Member Circular 8/2017

2018年保険年度 保険契約規定の改定

こちらは、英文記事「[Amendments to Rules 2018](#)」（2018年1月）の和訳です。

メンバー各位

本サーキュラーは、2018年2月20日グリニッジ標準時正午に施行されるアシュアランスフォアニング・ガード・イェンシディグおよびP&I（バミュータ）リミテッド（「当組合」）の保険契約規定（船舶および可動式海洋施設）の改定概要を説明するものです。

2018年保険年度の保険契約規定 - 船舶

第46条 損害防止軽減措置

第46条は、本来であれば当組合から支払いを受けることができたであろう責任、損失、費用および経費を防止または軽減するために、事故または事象の発生時または発生後に組合員が負担した通常外の費用および経費については、当組合により補償を受けることができるとする「損害防止」原則を定めたものです。このほど、同じ目的、即ち、組合員のでん補対象範囲内の責任および損失を防止または軽減するために第三者が負担した通常外の費用および経費について組合員が責任を負う場合に、それを補償すべき必要性にも応えるため、修正がなされました。

改定後の第46条は以下のとおりです（下線部分が改定部分）。

「第46条 損害防止軽減措置

当組合は、以下のものをてん補する。

- a 事故または事象の発生時または発生後に、当組合の責任を防止または軽減するために合理的な範囲で負担した通常外の費用および経費（第三者が負担した通常外の費用および経費を含む）。ただし、以下のものを除く。
 - i 共同海損として分担請求できる費用および経費。
 - ii 加入船の過積みあるいは貨物の不適切な積み付けに関連する費用および経費。
 - iii 加入船の乗組員により、または加入船もしくはその設備の適正な使用により行われたか、または行えたであろう措置によって生じた費用および経費。
 - iv 貨物の引き取りのために加入船を堪航性あるものにするために生じた費用および経費。
- b 当組合の指示に従って生じた損失、費用および経費。」

第58条 戦争危険

2006年海上労働条約（「MLC」）が適用される船舶は、船員に対する未払いの賃金、船員の送還および船

員の死亡または長期障害に対する補償に関する船主の責任に対する保険その他の金銭的保証が存在していることを確認する保険会社その他の金銭的保証提供者が発行する証書を表示することが求められています。組合員の責任がてん補範囲（第 27 条第 1 項および第 2 項を参照）に該当し、下記に定めるところにより証書その他の金銭的保証に基づいて行われた請求に従って組合が履行・弁済する限りにおいて、当該責任には戦争危険の免責は適用されないことを明確にするため、第 58 条の第 2 項に(vi)号が新たに追加されました。これは、實際上、MLC の規則 4.2 に基づく死亡および長期障害についての責任に関する事例になると思われます。MLC の規則 2.5.2 に基づく送還および未払い賃金についての責任は、標準的なクラブのてん補範囲外であり、約款の附則 IV に定める具体的な条件が適用されます¹。

改定後の第 58 条(2)は以下のとおりです（下線部分が改定部分）。

- 凡 以下のいずれかに基づいて行われた請求に従って当組合が組合員の責任、費用および経費を当該組合員に代わって履行・弁済する限りにおいて、当該責任、費用および経費には、第 58 条第 1 項の免責は適用されない。
- i 当組合が米国公法第 89-777 号第 2 条の下で連邦海事委員会へ提供する保証その他の念書
 - ii 1969 年または 1992 年の「油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約」第 7 条またはその改正条項に従って当組合が発行する証書
 - iii 改正小型タンカー油濁補償協定 (STOPIA) に関連して、または当該責任、費用および経費の原因がテロ行為である場合を除き、改正タンカー油濁補償協定 (TOPIA) に関連して、組合が 1992 年国際油濁補償基金に提供する念書
 - iv 2001 年の「燃料油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約」第 7 条に従って当組合が発行する証書
 - v 2007 年海難残骸物の除去に関するナイロビ国際条約第 12 条に従って当組合が発行する証書
 - vi 改正 2006 年の海上労働条約の規則 4.2、基準 A4.2.1 第 1 項(b)に従って当組合が発行する証書

ただし、組合員が、かかる責任、費用および経費について、その他の保険契約または当組合が提供する担保の延長に基づいててん補を受けていない場合に限る。（以下省略）」

第 63 条 免責損失

ヨーク・アントワープ規則 (YAR) がこのほど修正されましたが、旧バージョンと新バージョン、即ち、YAR 1994 と YAR 2016 はいずれも、運送契約および用船契約においてなお使用されています。したがって、単に「修正前のヨーク・アントワープ規則」とすることで、第 63 条第(1)項第(i)号の文言が簡素化されました。

改定後の第 63 条(1)(i)は以下のとおりです（下線部分が改定部分）。

- 凡 以下のものについては、第 46 条（損害防止軽減措置）に基づく費用のクレームの一部をなす場合を除い

¹ MLC に基づく船主の責任全般に関する保険または金銭的保証およびてん補についての証書については、船舶に関する約款第 27 条第 3 項および第 4 項、約款の附則 IV（第 3 条）に定める特別限度額、約款の附則 IV 第 4 条に盛り込まれている海上労働条約特別条項をご参照ください。

て、当組合は、P&I 保険の下ではてん補しない。

- i 修正前のヨーク・アントワープ規則が用船契約または運送契約に組み込まれている場合にあっては、共同海損としててん補を受けることができた責任、損失、費用または経費。」

第 73 条 核物質危険

保険契約規定をプール協定の条件に合わせるため、下記のとおり、アテネ条約に基づいて発行される非戦争危険証書への言及が第(iii)号に追加されました。

改定後の第 73 条(2)は以下のとおりです（下線部分が改定部分）。

- 「2 以下のいずれかに基づいて行われた請求に従って当組合が組合員の責任、費用および経費を当該組合員に代わって履行する限りにおいて、当該責任、費用および経費には、第 73 条第 1 項の免責は適用されない。
- i 当組合が米国公法第 89-777 号第 2 条の下で連邦海事委員会へ提供する保証その他の念書
- ii 1969 年または 1992 年の「油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約」第 7 条またはその改正条項に従って当組合が発行する証書
- iii 2002 年の船客およびその手荷物の海上輸送に関するアテネ条約第 4 条の b およびその実施に係るガイドライン、またはこれを実施する欧州議会および理事会の EC 規則第 392/2009 のいずれかに従って当組合が発行する非戦争危険証書
- iv 2001 年の「燃料油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約」第 7 条に従って当組合が発行する証書
- v 改正小型タンカー油濁補償協定 (STOPIA) に関連して、または当該責任、費用および経費の原因がテロ行為である場合を除き、改正タンカー油濁補償協定 (TOPIA) に関連して、当組合が 1992 年国際油濁補償基金に対して提供する念書
- vi 2007 年海難残骸物の除去に関するナイロビ国際条約第 12 条に従って当組合が発行する証書
ただし、組合員が、かかる責任、費用および経費について、その他の保険契約または当組合が提供する特約に基づいててん補を受けていない場合に限る。(以下省略)」

2018 保険年度 保険契約規定 – 可動式海洋施設 (MOU)

第 29 条 損害防止軽減措置

上記の船舶に関する保険契約規定第 46 条に関する変更をご覧ください。可動式海洋施設に関する保険契約規定においても、同様の修正が行われています。

「第 29 条 損害防止軽減措置

当組合は、以下のものをてん補する。

- a 事故または事象の発生時または発生後に、当組合の責任を防止または軽減するために合理的な範囲で負担した通常外の費用および経費（第三者が負担した通常外の費用および経費を含む）。ただし、以下のものを除く。
 - i 共同海損として分担請求できる費用および経費。
 - ii 加入船の過積みあるいは貨物の不適切な積み付けに関連する費用および経費。
 - iii 加入船の乗組員により、または加入船もしくはその設備の適正な使用により行われたか、または行えただであろう措置によって生じた費用および経費。
- b 当組合の指示に従って生じた損失、費用および経費。」

なお、英語原文と上記和文との間で内容に齟齬のある場合は、英語原文が優先します。

ご質問またはご意見がございましたら、ガードジャパン (gardjapan@gard.no) までお問い合わせください。

敬具

GARD AS



Rolf Thore Roppestad
CEO（最高経営責任者）

本情報は一般的な情報提供のみを目的としています。発行時において提供する情報の正確性および品質の保証には細心の注意を払っていますが、Gard は本情報に依拠することによって生じるいかなる種類の損失または損害に対して一切の責任を負いません。

本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されております。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、ガードジャパン株式会社は、原文との内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。